

社会福祉法人 欣彰会
敬寿園七里ホーム小規模多機能型居宅介護事業所アレーズ 運営規程
(介護予防含む)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣彰会が開設する（介護予防）小規模多機能型事業所「敬寿園七里ホーム小規模多機能型居宅介護事業所アレーズ」（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある利用者に対し、適正な（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 敬寿園七里ホーム小規模多機能型居宅介護事業所アレーズ
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市見沼区大谷2022-1
- (3) 定 員 29名（通所18名（宿泊9名））

(施設職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも小規模型居宅介護を提供する。

- (2) 介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能居宅介護計画の作成に当たる。

- (3) 介護従事者 6名以上（常勤換算）

介護従事者は登録者の居宅を訪問して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する。看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 当事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- (2) 営業時間 午前8：30から午後5：00まで

(3) サービス提供基本時間

- ア 通いサービス 午前9時から午後5時まで
- イ 宿泊サービス 午後5時から午前9時まで
- ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 9名

(通常の事業所の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、次のとおりとする。

さいたま市内

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、ほかの事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことのできるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所サービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

2 サービスの提供にあたっては、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準のもと別に定める敬寿園七里ホーム料金表のものとする。当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受理事務サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事代 朝食550円、昼食620円、夕食620円(利用した場合のみ)

(2) 宿泊費 1泊につき2350円とする。

(3) おむつ代 実費

(4) 日常生活費(通い)100円(泊り)200円

(5) 教養娯楽費(通い)110円(泊り)200円

(6) 前略号に掲げるもののほか、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名調印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

(1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する可能性があること。

(2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

(3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の職員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(1) 協力医療機関名 医療法人財団新生会 大宮共立病院

(2) 協力医療機関住所 さいたま市見沼区片柳 1550 番地

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(苦情処理)

第14条 当事業所は、自ら提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第15条 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年に2回以上の避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的(概ね3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施すること。

(身体拘束等)

第18条 利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護職員その他の授業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待防止のための措置)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。

(運営推進会議)

第20条 当事業所の行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上にする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人欣彰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(短期利用居宅介護)

第22条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

(算定式)

当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数)÷当該事業所の登録定員(小数点第1位以下四捨五入)

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。
(介護予防)短期利用居宅介護の利用料)

第23条 短期利用居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準のもと別に定める敬寿園七里ホーム料金表のものとする。当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受理サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食550円、昼食620円、夕食620円(利用した場合のみ)
 - (2) 滞在費 1泊につき2350円とする。
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 日常生活費 200円
 - (5) 教養娯楽費 200円
 - (6) 前略号に掲げるもののほか、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名調印)を受けることとする。

附 則

この規程は、平成26年11月 1日から施行する。

平成27年 8月 1日 改訂

平成27年10月 1日 改訂

平成28年11月 1日 改訂

平成29年 4月 1日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂

令和 元年10月 1日 改訂

令和 3年12月17日 改訂

令和 5年 4月 1日 改訂（食費）

令和 6年 4月 1日 改訂（業務継続計画、衛生管理等、身体拘束等）

令和 7年 4月 1日 改訂（食費）